

介護保険料 年金からの特別徴収還付事務フロー

【例】介護保険料(令和3年度第6段階) 74,800円の被保険者が令和3年9月にお亡くなりになられたケース

亡くなる前月分までの保険料を納付いただくため、年額保険料を4月分から8月分(5/12月)に更正する。

その結果、10月以降分が減額となり、年金からの特別徴収が停止しない場合、差額の11,900円が過納付になるため還付事務が発生する。

月別	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
更生前	7,600円	9,700円	9,700円	16,000円	15,900円	15,900円	74,800円
更生後	7,600円	9,700円	9,700円	4,100円	0円	0円	31,100円
差 額				△11,900円	△15,900円	△15,900円	43,700円

